

令和7年7月25日

第25回村上市農業委員会会議録

第25回村上市農業委員会総会を令和7年7月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
6 番	遠	藤	俊樹	7 番	斎	藤	博
8 番	稲	葉	浩之	9 番	阿	部	正一
10 番	佐	藤	昌夫	11 番	板	垣	栄一
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	16 番	加	藤	孝平
17 番	佐	藤	健吉	18 番	大	倉	毅
19 番	富	樫	与志栄	20 番	富	樫	あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

5 番	遠	山	和孝	12 番	船	山	寛
-----	---	---	----	------	---	---	---

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

報告第2号 農地法第3条許可申請の取消しについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高	橋
事務局 次長	中	村
事務局 副参事	園	部
事務局 主事	蒲	澤

高橋局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第25回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号5番、遠

山和孝委員、議席番号12番、船山寛委員。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第25回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号8番、稲葉委員、議席番号11番、板垣委員のお二方をお願いします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、日程4の報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今月は4件です。

まず初めに、番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、664平米。申請事由としては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては5筆、1,075平米。申請事由としては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、232平米。申請事由としては、申請地は20年以上耕作しておらず、〇〇〇〇は山林化しており、〇〇〇〇は雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、709平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、〇〇〇〇は山林化しており、〇〇〇〇は雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

(位置説明省略)

報告は以上です。

石山会長

今ほど説明のあった報告第1号につき質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、続いて報告第2号 農地法第3条許可申請の取消しについて報告してください。

園部副参事

それでは、報告第2号 農地法第3条許可申請の取消しについてご説明をいたします。

こちらの申請につきましては、令和6年11月25日の総会で農地法第3条の許可を受けた案件でございます。

1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、瀬波中町304番1、地目、畑1筆、地積35平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。取消しする理由につきましては、許可を出した土地の表示は、当初、〇〇〇〇、798平米でした。許可が出た後に所有権移転登記をしようとしたところ、譲渡人から〇〇〇〇の敷地内にお墓があり、そこは残してほしいと言われ、譲受人は墓が売買した土地に入っているということが分からなかったとのことです。その後、譲渡人が測量を行いまして、お墓の部分を〇〇〇〇、畑の部分を〇〇〇〇に分筆をして、畑の〇〇〇〇のみを所有権移転登記をしたものです。本来であれば、お墓があり、分筆する時点で農業委員会に問合せがあればよかったんですが、既に農地の部分は登記が変更していることから、お墓の部分の〇〇〇〇のみを取消ししていただきたいという申請があったものです。なお、法務局は、所有権移転登記許可を申請したものと分筆したものの番地や面積などが違ったとしても、提出する書類に間違いがなければ移転はできるものということでございました。

理由につきましては以上でございます。

石山会長

それでは、今ほど説明のあった報告第2号についてご質問ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

石山会長

これもしばらくないようでありますので、報告は以上といたします。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

園部副参事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は、贈与が1件、売買が1件、合わせて2件です。

それでは、番号1番、贈与の案件でございます。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑2筆、地積合計482平米、契約の種別、所有権の移転、贈与です。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、譲渡人が高齢になったことから、農地を手放したいと考えていて、申請土地の同じ集落に住んでおります譲受人に贈与するものです。

続きまして、番号2番から売買案件です。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積188平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。こちらにつきましては、譲受人が譲渡人の申請地の脇の家を昨年、令和6年度に買いまして、その後、また譲渡人から一緒に隣の家も買っていただけないかということで、家と畑と一緒に購入することになったということです。説明につきましては以上でございます。

(位置説明省略)

説明いたしました2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、10ページを御覧ください。議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が30件、賃貸借の設定が76件、売買が1件、合わせて107件です。

それでは、番号1番から使用貸借の設定です。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地、地目、田4筆、畑1筆、地積合計802平米、利用権等の種別、賃貸借による権利の設定です。期間は17年間、改良区費は貸人負担です。

以降、番号30番まで使用貸借の設定です。

続きまして、番号31番から賃借権の設定です。番号31番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地ほか、地目、田14筆、地積17,017平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は17年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は貸人負担です。

以降、番号106番まで賃借権の設定です。

続きまして、番号107番は売買案件です。番号107番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地ほか、地目、田3筆、畑1筆、地積合計10,985平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、売買価格、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

(位置説明省略)

以上で説明を終わります。

石山会長

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、私が議事に参与できませんので、板垣職務代理者にお申し、退席をいたします。職務代理、お願いします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、会長に代わり私が進行いたします。

最初に、番号22と34、番号98から100番までについて審議に入ります。

議席番号10番、佐藤昌夫委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(10番 佐藤昌夫君退席)

板垣職務代理

それでは、番号22と34、番号98番から100番までについてご意見、ご質問のある方、お願いをいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてご意見、ご質問はないようでありますので、番号22と34、番号98番から100番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしとして番号22と34、番号98番から100番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。

(10番 佐藤昌夫君着席)

板垣職務代理

佐藤委員、番号22と34、番号98番から100番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することに決定をいたしました。

それでは、番号1番から107番までで番号22と34、番号98番から100番を除き、質疑に入ります。
ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

これもまたしばらくしてないようでありますので、番号1番から番号107番まで、番号22と34、番号98番から100番を除き、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、番号1番から番号107番まで承認し、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、番号1番から番号107番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することといたしました。

石山会長

それでは、日程6のその他について皆様方から何か。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、議事については以上といたします。

引き続いて協議、連絡事項に入ります。

・ 協議、連絡事項ほか

時に午後2時15分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和7年7月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員